（前のページより続き）

〔告　示〕

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約の指定に関する基準を定める件（**内閣府・経済産業**二）　二八二

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成二十五年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**総務**一六五）　二八三

○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十五年度における輸入数量を定める件（**財務**九五）　二八四

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十五年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件（**同**九六）

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十五年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十五年度における輸入基準数量を定める件（**同**九七）

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**同**九八）

○租税特別措置法第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（**同**九九）

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇〇）　二八五

○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇一）

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇二）

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇三）　二八六

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇四）

○個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する件（**同**一〇五）

○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設を定める件（**文部科学**六八）

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（**文部科学・厚生労働**一）

○予防接種法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（**厚生労働**一二八）　二八八

○租税特別措置法施行令第五条の六の三第一項及び第二十七条の十二の三第一項の規定に基づく、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する法人を指定する件（**厚生労働・農林水産・経済産業**一）　二八八

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**八〇〇）

○租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項の規定に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定めた件（**経済産業**八四）　二八九

○租税特別措置法施行令第十四条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給が特に必要なものとして経済産業大臣が指定する鉱物を定めた件（**同**八五）　二九二

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針（**国土交通**三二六）　二九三

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（**同**三二七）　二九六

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件（**同**三二八）　三〇四

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十五号の一部を改正する件（**同**三二九）　三〇五

○平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を改正する件（**同**三三〇）　三〇五

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（**同**三三一）　三〇六

○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する件（**同**三三二）　三〇八

○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する件（**同**三三三）　三一〇

○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（**同**三三四）　三一一

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（**同**三三五）　三一四

○中部国際空港整備準備金の積立期限を指定した件（**同**三三六）　三一七

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める件（**同**三三七）

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針（**同**三三八）　三一八

○地方税法施行規則附則の規定に基づき国土交通大臣が定める取扱量を定める件（**同**三三九）　三一九

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通省告示を改正する件（**同**三四〇）